

# 小規模事業者の資金調達を支援します！

無担保

無保証

低金利

和泉市利子補給の新制度

## マル経融資 利子補給制度

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)は市内小規模事業者の経営を支援するために商工会議所の推薦に基づき無担保・無保証・低金利で融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

マル経融資利子補給制度を活用すれば実質金利が低減されます。

### マル経融資制度の特徴

	通常部分	拡充部分
融資限度額	2,000万円	別枠1,000万円
資金用途	設備資金および運転資金	
返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	設備資金 10年以内(4年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率(年)	1.21%	3年間:0.31%、3年経過後:1.21%
	令和2年4月1日現在(特別利率F適用)	
担保・保証人	不要	
融資対象者	①常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方。 ②商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上(会計整備の状況に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります。)受けている方。 ③義務納税額(所得税、法人税、事業税、都道府県民税もしくは市町村民税)を完納している方。 ④原則として同一地区で最近1年以上事業を営んでいる方。 ⑤商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。 ⑥許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等を必ず取得している方。 ※審査の結果により、融資をご利用頂けない場合があります。	

マル経融資制度について、詳しくは株式会社日本政策金融公庫HPをご覧ください。



### マル経融資利子補給制度について

和泉市では令和2年度よりマル経融資に対する利子補給制度が導入されました。

<利子補給額>	一律上限2万円(但し、1年間の利息が2万円に満たない場合は実績額)
<補給対象期間>	初回返済日から起算して1年の間に返済した利子(支払回数12回分)に対して補給。
<対象者>	①市内に住所又は事業所のある個人事業主あるいは市内に本店又は営業所のある法人。 ②和泉商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受け、返済期間が1年以上のマル経融資を借り入れた者。
<補給の制限>	以下のいずれかに該当するときは交付申請が出来ません。 ①補給対象融資において約定返済の遅延が2回以上あるとき。 ②補助対象融資の当初の返済条件を変更したとき。 ③既存マル経融資の利子補給が完了していないとき。
<登録手続き>	日本政策金融公庫から「お支払額明細書」が届きましたら、融資日から3か月以内に融資登録書類、他(裏面参照)を和泉市役所商工推進担当まで提出して下さい。

マル経融資・利子補給制度についてのお問い合わせは・・・

マル経融資相談：和泉商工会議所 中小企業相談所 TEL:0725-53-0320

利子補給制度：和泉市 環境産業室 産業振興室 商工グループ TEL:0725-99-8123

# マル経融資利子補給制度の流れ

## 1. マル経融資利子補給制度の内容説明及び登録書の配布

マル経融資の契約時に、和泉商工会議所中小企業相談所にて利子補給制度の内容説明及び利子補給登録用紙の配布があります。

【提出書類】

- ①「和泉市小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給金登録書」
- ②日本政策金融公庫へ依頼する「返済状況証明書」用紙



## 2. 利子補給対象融資の登録<登録期限:融資取組後3ヶ月内>

マル経融資の実行後、日本政策金融公庫から「お支払額明細書」が届きますので、下記の書類を**和泉市役所産業振興室商工観光担当商工グループ**までご提出ください。

【提出書類】

- ③「お支払額明細書」(日本政策金融公庫発行)
- ※期限内に登録書を提出されない場合は、利子補給の申請が出来ません。



## 3. 市役所から日本政策金融公庫へ「返済状況証明書」の代理申請

「融資登録書」で登録された先を四半期毎に取り纏め、日本政策金融公庫に返済状況の照会(返済状況証明書の代理徴求)を行います。

融資実行後1年間の返済状況を審査し、利子補給制度に適合するかを決定します。



## 4. 利子補給金の申請

マル経制度に適合された登録者宛てに「**利子補給申請書兼請求書**」を送付しますので、提出期間内に申請書類等を提出して下さい。

※申請期限を過ぎた場合は、利子補給が受けられません。

申請書兼請求書の提出期限	
1月から3月実行分は翌年5月末	4月から6月実行分は翌年8月末
7月から9月実行分は翌年11月末	10月から12月実行分は翌々年2月末



## 5. 申請提出書類の審査、利子補給金の交付決定

申請者から提出された書類を審査し、利子補給金の交付を決定します。



## 6. 交付決定通知書の送付

交付決定者に、「交付決定通知書」を送付します。



## 7. 利子補給金の交付(振込)

決定した利子補給金額をご希望の借入人名義口座に振り込みます。

補給金交付の時期	
1月から3月実行分は翌年6月末	4月から6月実行分は翌年9月末
7月から9月実行分は翌年12月末	10月から12月実行分は翌々年3月末

お問い合わせは

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工グループ ☎0725-99-8123(直通)

詳しくは、和泉市HP(<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>)金融関連支援制度をご覧ください。

